

鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

本実施要領は、「鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託」について、当該業務の目的及び業務内容に最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

3 予算

(1) 提案限度額

14,091,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額を超える提案は、提案内容に係わらず無効とする。

(2) 支払い方法

業務完了後一括払いとする。

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業とする。

- ① 銚田市競争入札参加者名簿（令和7・8年度）の土木関係建設コンサルタント業務で登録されていること。
- ② 参加者の実績として、国又は地方公共団体が発注する同種業務（本実施要領4（2）①参照以下同じ。）又は類似業務（本実施要領4（2）①参照以下同じ。）を令和3年4月1日以降（5年間）に受託し完了した実績があること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ④ 本市から指名停止の措置、又は茨城県から指名を停止され、若しくはそれに準じる措置を受けていない者であること。
- ⑤ 銚田市暴力団排除条例（平成23年銚田市条例第13号）第2条第1号又は同条第3号の規定に該当していない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。また、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(2) 配置予定技術者の資格及び実績要件

① 管理技術者

本業務の技術的管理を行うものとして、管理技術者を配置すること。また、所属する参加者との間に引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。かつ、技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画、又は道路））、技術士（建設部門（都市及び地方計画、又は道路））、RCCM（都市及び地方計画、又は道路）のいずれかの資格を有し、国又は地方公共団体が発注する同種業務（※1）又は類似業務（※2）を受託し完了した実績があること。

(3) 制限事項

- ① 本業務の履行の全部又は総合的な判断並びに業務遂行管理部分を第三者に委託してはならない。前述部分以外の第三者への委託に関しては書面により発注者の承認を得るものとする。

〔※1〕 同種業務

国又は地方公共団体が発注する、道の駅に関する基本計画策定業務を、令和 3 年 4 月 1 日以降（5 年間）に受託し完了したもの。

なお、名称が基本計画策定業務ではないものの内容が基本計画策定に関する業務実績がある場合は、業務仕様書等の内容により個別に判断するものとする。

〔※2〕 類似業務

国又は地方公共団体が発注する、道の駅に関する基本構想策定業務を、令和 3 年 4 月 1 日以降（5 年間）に受託し完了したもの。

なお、名称が基本構想策定業務ではないものの内容が基本構想策定に関する業務実績がある場合は、業務仕様書等の内容により個別に判断するものとする。

5 参加申込方法等

(1) 申込先

本実施要領 12 で示した担当課に提出すること。

(2) 申込方法及び申込期間

令和 8 年 5 月 14 日(木)17 時までに 持参又は郵送 すること。

※事故等による未着について、発注者では責任を負わないこととする。

※持参する場合、受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。

※郵送する場合、提出書類は、書留その他の到達を確認できる方法によること。

※提出書類一式については、紙媒体のほか、PDF データを電子メールで提出すること。

(3) 提出書類等

提出書類は、以下の書類を作成すること。

(ア)	参加表明書	(様式 2)	1 部
(イ)	参加者に所属する有資格者数	(様式 3)	1 部 ※①参照

(ウ)	参加者の同種・類似業務実績	(様式4)	1部 ※②参照
(エ)	管理技術者の経歴等	(様式5)	1部 ※③参照
(オ)	配置予定技術者に係る誓約書	(様式6)	1部
(カ)	参考資料	(任意様式)	1部 ※④参照
(キ)	参考見積書	(任意様式)	1部 ※⑤参照

①参加者に属する有資格者数 (様式3)

・対象となる資格は、本実施要領4(2)①に記載された資格を有している者の人数とする。

なお、複数の資格を所有している場合には、代表の資格1つを記入するものとし、その場合の優先順位は、①技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画、又は道路))、②技術士(建設部門(都市及び地方計画、又は道路))、③RCCM(都市及び地方計画、又は道路)の順とする。

②参加者の同種・類似業務実績 (様式4)

・本実施要領4(2)①に記載された同種業務又は類似業務に該当する業務実績を1件以上記入すること。実績が複数の場合は、同種業務の実績を優先し記入すること。

③管理技術者の経歴等 (様式5)

・資格の種類は、様式に記載された資格について記入すること。
 ・同種業務又は類似業務に該当する実績を5件以内で記入すること。実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先して記入すること。

④参考資料

・参加者、管理技術者の資格や実績及び雇用関係が確認できる資料(資格証明書又は登録証の写し、健康保険証の写し、業務の完了が確認できるものの他、同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等)を参考資料として添付すること。
 また、損益計算書及び貸借対照表の写し(直近の決算のものを含む3ヵ年分)も併せて添付すること。

⑤参考見積書 (任意様式)

・本業務の業務実施に必要となる費用を算定し、提出すること。
 ・見積の内訳が分かるように記載すること。
 ・見積金額は税込みで記載すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

本実施要領5により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和8年5月19日(火)に、電子メールで業務提案書の提出の可否について通知する。

6 提案書の内容及び作成方法

(1) 提案書等の内容及び作成方法

提案書等は下記の書類を作成し提出すること。

(ア)	業務提案書(表紙)	(様式7)	1部
(イ)	業務提案書	(任意書式)	正本1部、副本1部

(ア) 業務提案書(表紙)

・提出書類(イ)の正本を添付し、クリップ等で綴じて提出すること。

(イ) 業務提案書（任意書式）

- ・ 提案については、以下の項目に関する事項を記載すること。

テーマ1 業務の遂行能力（最大2ページ）

- ・ 参加者の特徴や強みによる本業務への効果
- ・ 本業務の実施体制及び財務状況
- ・ 計画策定スケジュール
- ・ 県営公園に市が拠点化を検討することに対する課題等の解決方針

テーマ2 施設内容及び施設規模の整理方針（最大2ページ）

- ・ 需要予測等に基づく及び施設内容及び施設規模の整理方針
- ・ 銚田の食等、市の魅力を発揮するための施設内容の整理方針

テーマ3 駐車場の概略レイアウト検討方針（最大2ページ）

- ・ 整理した施設内容及び施設規模に基づく駐車マス及び車路の考え方
- ・ 公園利用者の利便性と安全性についての方針

- ・ 業務提案書は任意様式とする。また、テーマ1からテーマ3について、表紙を含めずA4判横向き6ページ以内で作成すること。ただし、図面を用いる場合はA3判も可とする。なお、文字の大きさは原則10.5ポイント以上とすること。
- ・ プレゼンテーションの際に資料として使用することを念頭に、考え方をわかりやすく簡潔に記載すること。
- ・ 企業名など参加者が特定できる記載をしないこと。ただし、正本のみ、枠外に企業名を記載すること。

7 提案書の提出方法等

(1) 提出方法

持参又は郵送すること。

※事故等による未着について、発注者では責任を負わないこととする。

※持参する場合、受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

※郵送する場合、提出書類は、書留その他の到達を確認できる方法によること。

※提出書類一式については、紙媒体のほか、PDFデータを電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和8年6月9日（火） 17時まで（必着）

(3) 提出先

本実施要領12で示した担当課に提出すること。

8 審査方法等

審査方法については下記のとおりとする。

(1) 一次審査

①提出された書類に基づき一次審査を行い、二次審査（プロポーザル審査）への通過事業者を選定する。

②一次審査通過事業者数は、3者とする。

ただし、鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託プロポーザル評価要領の一次審査の結果、同点の者がいる場合はこの限りではない。

③一次審査の方法は、参加事業者数により次のとおり定める。

参加事業者数が3者以下の場合（資格審査）

- ・提出書類に基づく資格審査とする。
- ・資格審査においては、提出書類の不備不足、失格要件の該当有無等について審査を行う。

参加事業者数が4者以上の場合（書類選考）

- ・資格審査に加えて、提出書類の内容について評価及び審査を行い、一次審査通過事業者の選考を行う。
- ・書類選考における評価項目は、鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託プロポーザル評価要領3客観評価によるものとする。

(2) 一次審査結果の公表

①一次審査結果の取り扱いは、次のとおりとする。

- ・審査結果は、電子メールにて参加事業者に個別に通知する。
なお、一次審査通過者に対してはプロポーザル審査会開催通知も併せて通知する。
- ・参加事業者数が4者以上の場合（書類選考）は、結果について市ホームページにおいて、参加事業者数・一次審査通過者数・評価点（参加事業者との対応関係は明らかにしない）を公表する。参加事業者名については、公表しない。
- ・参加事業者数が3者以下の場合（資格審査）は、結果について市ホームページでの公表は行わない。

②結果通知 令和8年5月19日（火）

③異議申立

選考過程及び理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては原則受付けない。

なお、本実施要項4に記載された参加資格要件を満たしていないと判断された参加者のみ、その理由について説明を求めることができるものとする。

(3) 二次審査

一次審査で選考された参加事業者を対象としたプレゼンテーションを行い、優先交渉権者を選定する。

① 実施日

令和8年6月18日（木）

※時間及び会場等についてはプロポーザル審査会開催通知に記載

② 出席者

出席人数は、4名以内とし管理技術者は必ず出席することとする。

③ 実施方法

1者あたりプレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度とする。

④ 留意事項

- ・プレゼンテーションで使用する資料は事前に提出された業務提案書と同様とし、内

容の変更や新たな内容の資料を使用することは認めない。

- ・プレゼンテーションで使用するパソコンは持参すること。電源、マイク、液晶モニター及びHDMIケーブル（標準タイプ）は発注者が用意する。
- ・企業名や社章等の事業者が特定できるものの使用、発言をしないこと。

⑤ 審査項目及び審査基準

提出書類及びプレゼンテーション内容について、鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託プロポーザル評価要領に基づき評価を実施し、優先交渉権者を選定する。

9 審査結果

(1) 通知方法

選定結果は、電子メールにて優先候補者の選定後に二次審査へ参加したすべての参加事業者へ個別に通知する。

(2) 通知時期等

本実施要領 10 のとおりとする。なお、時期については変更となる場合がある。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、次に掲げる事項を公表するものとし、市公式ホームページに掲載する。この場合において、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者と評価点の対応関係が明らかにならないよう配慮するものとする。ただし、参加事業者が2だった場合、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者の評価点は公表しないものとする。

- ・業務名
- ・審査方法
- ・参加事業者名
- ・優先交渉権者
- ・評価点（参加事業者との対応関係は明らかにしない）

(4) 審査内容

審査内容、評価の経緯等に関する質問には一切応じない。

10 日程

実施スケジュールは次に定めるとおりとする。ただし、各日程については都合により変更となる場合がある。

項目	日程
公告・募集開始	令和8年4月28日（火）
実施要領等の交付	令和8年4月28日（火）から 令和8年5月14日（木）まで
質問書の受付期限	令和8年5月11日（月）17時まで
質問回答	令和8年5月12日（火）
参加表明書等の提出期限	令和8年5月14日（木）17時まで
参加資格審査の結果通知 （一次審査の結果通知含む）	令和8年5月19日（火）※メールにて通知
業務提案書等の提出期限	令和8年6月9日（火）17時まで
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月18日（木）

審査結果通知	令和8年6月23日(火) ※メールにて通知
見積合せ・契約 (優先交渉権保持者対象)	令和8年6月24日(水)以降

11 質問・回答

本プロポーザルでは説明会を実施しないため、本実施要領、仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合下記により質問すること。

(1) 提出方法

質問書(様式1)に記載し、令和8年5月11日(月)17時までに電子メールで送信すること。受信確認を行うため、送信後に提出した旨の電話連絡を行うこと。なお、電話・郵送・持参・口頭・FAX等、電子メール以外での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。

(2) 提出先

本実施要領12の担当課

(3) 回答方法

質問の回答は、令和8年5月12日(火)までに市ホームページへ掲載する。なお、回答の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

12 問合せ先

〒311-1592

茨城県銚田市銚田1444番地1

銚田市建設部 都市計画課鹿島灘海浜公園拠点化推進室

T e l : 0291-36-7754

E-mail : tokeikyo@city.hokota.lg.jp

13 失格事項

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案限度額を超えた提案を行った場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参加資格要件を満たさない場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) その他、この要領に違反した場合

14 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と見積合せを行い、委託契約を締結する。なお、優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次点候補者と見積合せを行い、委託契約を締結する。

15 その他

- (1) 参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。

- (2) すべての提出書類は、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 評価結果の異議申し立ては原則受け付けない。
- (4) 企画提案書に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、受託者となった場合においては、提出した企画提案書の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、銚田市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、情報公開の対象となる場合がある。